

報告第9号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第7号	令和2年7月16日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

## 専決第7号

### 和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月16日

加東市長 安田正義

#### 1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方車両の修理費用及び代車費用の10割を支払う。

3 損害賠償の額 157,014円

#### 4 事故の概要

- (1) 事故発生日時 令和2年7月10日 午前10時20分頃
- (2) 事故発生場所 加東市社335番地先（市道山国社線）
- (3) 事故の内容 加東市自家用有償旅客運送米田ふれあい線の運転手が同線の運行中に、市道山国社線において左折すべき場所を通り過ぎ、運行ルートはずれてしまったことから、運行ルートに戻るため、後続車に気付かず後退したところ、相手方車両のフロントバンパー部分に衝突し、損傷させた。